平成２３年（フ）第６９３号
大阪市生野区中川西１丁目２番17号
破産者　ＥＣＯ－ＴＥＣ株式会社
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９２２号
大阪市中央区徳井町２丁目２番14号
破産者　株式会社アインス
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９３７号
大阪市鶴見区今津中４丁目２番38号ドルチェ鶴見701号室
破産者　有限会社シシインテリア
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９４１号
大阪府枚方市春日野２丁目４番１号
破産者　株式会社ヤマト製作所
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０３７号
大阪府門真市千石東町19番５号
破産者　有限会社坂本製作所
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１０３号
大阪府茨木市永代町５番104号
破産者　マルイ株式会社
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７８６号
大阪府富田林市梅の里４丁目16番１号、商業登記簿上の本店所在地大阪府富田林市梅の里１丁目13番20号
破産者　株式会社ダイショウ
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
広島市東区温品４丁目５番23号第一青葉荘204号室
破産者　株式会社グッドホームリーシング
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９７号
神奈川県鎌倉市材木座６－４－３　ポセイドン鎌倉206号室、旧住所徳島市南昭和町４丁目85番地の４
破産者　小林　章祐
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７５号
福岡県筑後市大字馬間田151番地１
破産者　有限会社ビーピーシー
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第７８号
北海道北見市広郷275番地１
破産者　橋正　州布
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
北海道北見市中央三輪２丁目400番地
破産者　有限会社トータルカーサポートａ・ｇ・ｏ
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１１４２６号
東京都港区麻布十番３丁目３―13―701
破産者　橋本　勝美
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１５号
神奈川県川崎市多摩区布田３番17号
破産者　有限会社電子精機
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１１６号
東京都町田市木曽東２丁目８番８―105号
破産者　岡元　深司
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１１７号
東京都町田市木曽東２丁目８番８―105号
破産者　岡元　久子
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５７３号
東京都三鷹市大沢２丁目７番26号
破産者　茂野　哲夫
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６６６号
東京都町田市小山田桜台１丁目20番地
破産者　有限会社岡元企画
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２０号
東京都町田市成瀬2748番地13ロイヤルタウン１―103
破産者　大竹　清隆
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２２号
岐阜県美濃加茂市深田町２丁目６番31号
破産者　株式会社ラス
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１２２号
兵庫県西宮市甲子園口４丁目22番22―201号、代表者登記簿上住所兵庫県西宮市甲子園四番町８番30―207号
破産者　有限会社ファミリー警備保障
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係